

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業にかかるQ&A⑦

令和3年2月19日

【サービス利用】

Q1 サービスの併用について
通所型サービスを併用して利用することができるか。

A. 総合事業では、通所型サービス間での併用は、下表のとおり、通所型サービスBのみ併用して利用することができます。なお、訪問型・通所型の異種サービス間は併用可能です。

	併用可	併用不可
通所介護相当サービス	・通所型サービスB	・通所型サービスA ・通所型サービスC (元気はつらつプログラム)
通所型サービスA	・通所型サービスB	・通所介護相当サービス ・通所型サービスC (元気はつらつプログラム)
通所型サービスB	・通所介護相当サービス ・通所型サービスA ・通所型サービスC (元気はつらつプログラム)	
通所型サービスC (元気はつらつプログラム)	・通所型サービスB	・通所介護相当サービス ・通所型サービスC (元気はつらつプログラム)